

長第09160001号
平成28年 9月16日

各指定居宅介護支援事業所 様
(特定事業所加算を算定していない事業所を除く)

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

居宅介護支援事業所における特定事業所加算の届出について

このことについて、介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日（平成28年11月22日）から当該加算の新たな要件として「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」が適用されます。

つきましては、本県（和歌山市内の居宅介護支援事業所を除く。）における特定事業所加算を算定している事業所は、改めて下記の通り当該加算に係る届出書を提出していただきますようお願いいたします。

記

提出期限：平成28年10月14日（金）

※提出期限までに必要書類の提出がない場合、平成28年11月の加算取得ができなくなりますのでご注意ください。

提出先：事業所の所在する地域を管轄する各振興局健康福祉部保健福祉課
(串本支所は地域福祉課)

提出書類：2部（うち1部は控えとして返却します）

※様式については、和歌山県介護保険ホームページ「きのくに介護 de ネット」
(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>) に掲載しています。

提出方法：持参

(問い合わせ先)
福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課サービス指導班
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523